

府民参加型の藻場再生体験の企画提案公募要領

大阪湾における環境保全活動の活性化に向けて、モデルとなる活動団体を募集します！

大阪府では、令和4年10月に策定した『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プランにおいて、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現に向けて、湾奥部における生物生息場の創出や、府民等の環境保全活動の推進等に取り組んでいます。

株式会社ダン計画研究所(以下、「弊社」という。)は、大阪府から委託を受けて「令和6年度『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進業務」を実施しており、大阪湾の環境保全・再生・創出活動を活性化し、府内各所で新たな活動の創出や横展開につなげることを目的として、テーマを設定してモデルとなる団体を選定し、その取組内容等を踏まえて、活動のノウハウ集を作成することとしています。

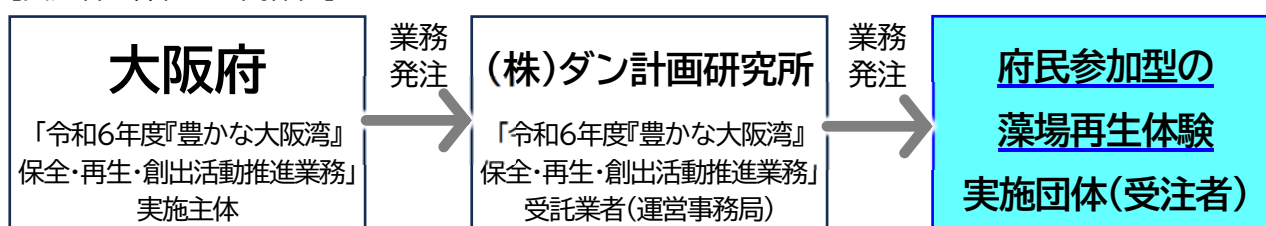
そのため、弊社ではこの度、「府民参加型の藻場再生体験」をテーマとしたモデルとなる取組みについて、企画提案公募により保全活動の実施団体を募集いたします。

活動推進を希望される団体におかれましては、本公募要領をよくお読みいただき、応募をいただきますようお願いいたします。

(参考)大阪府ホームページ『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進ノウハウ集について」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/osakawanknow-how.html>)

【受注者と弊社との関係性】



1 募集する活動内容について

(1)事業名

府民参加型の藻場再生体験事業(以下、「藻場再生体験」という。)

(2)活動実施の趣旨・目的

募集する活動は、弊社の受託業務である「令和6年度『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進業務」の一環で実施するものであり、大阪湾の環境保全に係る自発的な活動の活発化に向けたモデル事例の創出を目的としています。

(3)活動の概要

大阪湾におけるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出*に向けて、大阪湾が抱える課題や自然環境等の価値や大切さの理解を深め、環境保全活動への参加意欲を向上することのできる府民参加型の藻場再生体験を実施いただきます。

なお、活動の成果については、弊社で作成する『『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進ノウハウ集』(以下、「ノウハウ集」という。)に盛り込み、今後、NPO 団体や事業者等に当該ノウハウ集を活用いただくことを想定しています。

*大阪湾におけるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出

海洋生態系において隔離・貯留される炭素はブルーカーボンと呼ばれており、その主な吸収源として藻場(海草・海藻)や干潟等があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。

ブルーカーボンの増加に向けた海洋生態系の保全・再生は、気候変動対策の1つとして注目を集めており、各地でさまざまな取組みが進んでいます。

大阪府では、2025年に開催される大阪・関西万博等を契機とし、大阪湾沿岸をブルーカーボン生態系の回廊(コリドー)でつなぐ『大阪湾 MOBA リンク構想』の実現をめざし、民間企業等と連携して、大阪湾におけるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出に取り組んでいます。

大阪湾におけるブルーカーボン生態系(藻場・干潟等)



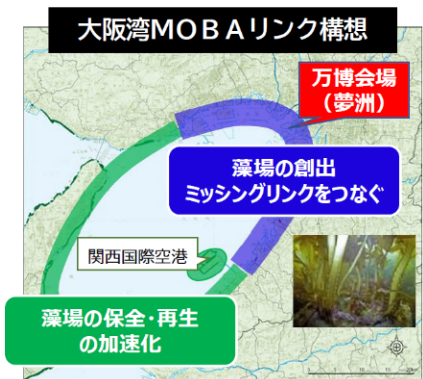
海草(うみくさ)藻場



海藻(うみも)藻場



干潟



(4)活動内容

本活動では、次のア及びイに記載している各項目を実施していただくことになります。なお、活動実施にあたっては、ウの留意事項に配慮し、大阪府及び運営事務局と、十分に協議・調整いただきますようお願いいたします。

ア 藻場再生体験の企画検討・実施・とりまとめ

活動全体を通じて、大阪湾が抱える課題や環境保全活動の大切さ、藻場の重要性への理解を深め、環境保全活動への参加意欲の向上につながるプログラムを実施してください。

①藻場再生体験の企画検討・実施

以下の点に留意して、藻場再生体験を企画・実施してください。

【留意点】

- ・藻場再生体験は原則、12月までに実施してください。
(取組内容をノウハウ集に反映するため。但し、活動シーズンとして12月以降に行うのがふさわしい場合はこの限りではありません。)
- ・参加者からいかなる料金も徴収しないでください。

②実施結果のとりまとめ・効果検証

本活動の実施結果を踏まえ、主催者の立場から、成果や課題、改善方策の検討を行い、とりまとめてください。

藻場再生体験への参加前後における参加者の意識変化、内容の妥当性等を把握することを目的に、参加者へのアンケート調査等を実施し、目的の達成状況等について効果検証を行ってください。

【提案事項】

本活動の成果が、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動の新たな創出や横展開につながり、NPO 団体や活動者等に参考となるノウハウ集が作成できるよう、企画内容等を具体的に提案してください。

ただし、次に掲げる事項がわかるように記載してください。

a.藻場再生体験の企画検討・実施

・藻場再生体験のテーマ、内容、主なターゲット層、参加人数、広報手段

※提案内容を踏まえ、参加者のターゲット層を明確にするとともに、その選定理由を示してください。

※対象とするターゲット層に、募集に係る情報が伝わるような広報手段としてください。

また、事前申込制とする場合は、参加者が申し込みやすいよう、募集方法に留意してください。

(なお、参加者を公募するのではなく、既存のグループ・団体を活用することも可能です。)

・藻場再生体験の概要

(実施場所、実施時期、実施回数、プログラム、タイムスケジュール、安全対策 等)

※藻場の重要性への理解を深めるのに適した場所を選定してください。

※実施場所の特性に応じた参加者の安全対策を行いながら実施してください。

・藻場再生体験のプログラム特徴

(活動を活性化するための発展性、横展開の可能性、継続性、環境保全活動への参加意欲向上の可能性 等)

b.実施結果のとりまとめ・効果検証

・ノウハウ集に反映可能な内容について記載してください。

(藻場再生体験の実施手順、渉外先、活動成果、講師側の注意事項、安全対策、課題等)

c.その他

・本活動に要する費用について、内訳を含め記載してください。

イ 運営体制・全体スケジュール等作成

活動実施に必要なスキルを有した人員や活動全体を統括する責任者を配置するなど、運営事務局や関係機関との調整を含め、事業を計画的かつ効率的に実施できる体制を構築してください。

また、スケジュール管理を適切に行い、活動を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを設定してください。

【提案事項】

・活動実施に必要なスキルを有した人員や活動全体を統括する責任者を配置するなど、運営事務局や関係機関との調整を含め、活動を計画的かつ効率的に実施できる体制を示してください。

※実施体制は、役割分担等を明示した「組織(人員)体制表(様式自由)」として提出可。

・スケジュール管理を適切に行い、活動を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを示してください。

・実施に関し、想定している連携活動者・機関等があれば、提案してください。

・過去に、同種又は類似の活動実績を有する場合は、それらを具体的に示してください。

ウ 活動全体に係る留意点

①物品等の購入について

活動に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>)に適合するものとしてください。

②著作権等について

- ・本活動における成果物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。)については、大阪府に帰属するものとします。また、大阪府及び大阪府から許諾を得た第三者がその保有する広報媒体を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないよう、自由に無償で使用できるものとしてください。
- ・受注者が本業務の目的に沿って、成果物に掲載された情報を発信することについては、自由な使用を認めます。

③個人情報の保護について

- ・本活動の実施風景等は、別途作成するノウハウ集及び大阪府の広報媒体等にて公表することを前提とするため、事前に応募者の個人情報の保護その他法令順守に十分配慮してください。

④契約手続きについて

- ・受注者と運営事務局との間で協議を行い、契約締結を行います。
- ・契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- ・「3 公募参加資格」を満たさない者については、契約を締結しません。

(5)成果品等の提供

ア 成果物等

①契約締結後

- ・活動の企画提案書
- ②契約期間終了日(令和7年2月 28 日(金曜日))まで
 - ・実績報告書(活動の詳細な実施状況が確認できるもの)
 - ・活動実施に係る著作権に関する書類
 - ・活動に関して作成した全ての成果物
 - ・活動の記録写真や映像データ等の電子データ

イ 提出形式

- ①文書形式のものは、印刷物(1部)及び電子データ(1枚)、写真や映像データは、電子データにて提出してください。
- ②文書形式の電子データは Microsoft 社の Word 形式、映像は MP4 形式、写真については PNG 形式としてください。
- ③ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じて、上記以外のデータ形式への変換をお願いすることをご了承ください。

(6)委託上限額

委託先は1団体とし、上限金額を 1,375,000 円(税込)とします。

2 スケジュール

令和6年6月17日(月) 公募開始

令和6年7月10日(水) 質問受付締切 ※回答は随時、速やかに事務局ホームページに掲載します。

令和6年7月17日(水) 提案書類提出締切

令和6年7月24日(水) 選定委員会(プレゼンテーション審査)

令和6年8月上旬頃 契約締結・活動開始

令和7年2月28日(金) 受注者としての活動終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)がご応募いただけます。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1)主として府内で活動する団体であること又は今後府内で活動を実施する団体であること。
- (2)定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により活動執行ができること。
- (3)独立した経理の機能が確立していること。
- (4)代表者が明らかであること。
- (5)大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。)
- (6)次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (7)活動内容の趣旨を理解し、ノウハウ集の作成に係るヒアリング等に協力し、当該ノウハウ集への掲載に承諾いただけること。

4 応募の手続き

本活動の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和6年6月17日(月)午後2時から令和6年7月17日(水)午後5時まで

イ 応募書類の提出先・提出方法

提出先: 令和6年度「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進業務 運営事務局
(大阪府からの委託先: 株式会社ダン計画研究所)

提出方法: 電子メールによる提出

メールアドレス: osakabay-conservation@dan-dan.com

※応募書類提出時のメール件名は「藻場再生体験の応募申込書(団体名 ○○○)」とし、○の部分に団体名をご記入してください。

※電子メール送信後、必ず電話にて運営事務局(06-6944-1173)へ受信確認をお願いします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

※電子メール受信により受付を行います。電子メール送信後、速やかに応募書類(正本1部、副本4部)を(3)に記載のとおり、運営事務局あて送付してください。

令和6年度「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進業務 運営事務局

〒540-0021 大阪市中央区大手通1-2-10

(株式会社ダン計画研究所内 担当: 杉山、中田、鈴木)

TEL 06-6944-1173

FAX 06-6946-9120

電子メール osakabay-conservation@dan-dan.com

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類(以下、記載例)

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

ウ 応募金額提案書(様式3)

エ 事業実績申告書(様式4)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6)

③ 委任状(様式7)

④ 使用印鑑届(様式8)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9)

キ 定款又は寄付行為の写し(原本証明してください。)

ク 役員等一覧表(様式10)

(3)応募書類の部数等

ア 正本1部

- ・(2)に記載する書類全てを提出してください。
- ・表紙及び背表紙に提案タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>

府民参加型の藻場再生体験事業提案書

株式会社〇〇(法人名)

- ・A4ファイルに綴って提出してください。

イ 副本4部

- ・(2)に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。
- ・記名・押印しないでください。法人名等が印刷された用紙等を使う場合、マスキングの処理を行ってください。
- ・1部ずつ、A4ファイルに綴って提出してください。

(4)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る団体選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6)その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府及び運営事務局が補正等を求める場合を除く)。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

説明会は実施しません。

不明な点がある場合は、「6 質問の受付」に従い、質問を行ってください。

6 質問の受付

(1)受付期間

令和6年6月17日(月)午後2時から令和6年7月10日(水)午後5時まで

(2)提出方法

電子メール(osakabay-conservation@dan-dan.com)で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話にて運営事務局(06-6944-1173)まで受信の確認をお願いします。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 質問への回答はホームページ(<https://dan-dan.com/osakabay-conservation/>)に掲示し、個別には回答いたしません。

※質問・問合せ時のメール件名は「藻場再生体験の応募について問合せ(団体名 〇〇〇)」とし、〇の部分に団体名をご記入してください。

※随時、速やかにホームページに掲載します。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、令和6年7月24日(水)を予定しています。

なお、プレゼンテーション審査は応募書類のみで行っていただきます。

プロジェクター等の機材も使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
活動目的・内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 活動目的(大阪湾の環境保全に係る活動の活発化に向けたモデルとなり、NPO 団体や活動者等向けに作成するノウハウ集へ掲載するのにふさわしい事例となること。)を理解した提案内容となっているか。 活動の内容(上記目的のための藻場再生をテーマとした取組みを実施すること。)を理解した提案内容となっているか。 	15点
提案内容の妥当性及び充実度	<ul style="list-style-type: none"> 藻場再生体験全体を通じて、大阪湾が抱える課題や環境保全活動の大切さ、藻場の重要性への理解を深め、環境保全活動への参加意欲の向上につながるものとなっているか。 提案内容に適したターゲット設定及び効果的な周知方法となっているか。 実施場所の特性に応じた安全対策を提案しているか。 提案内容の実現性が高く、具体的であるか。 既存の取組みにおける課題解決に向けて、発展的な提案をしているか。 受注者としての活動終了後も、継続して取り組むことが期待できるか。 活動成果が、新たな活動の創出や横展開につながる可能性があるか。 	40点
ノウハウ集への適用性	<ul style="list-style-type: none"> ノウハウ集作成にあたって反映できる内容(藻場再生体験の実施手順、涉外先、活動成果、講師側の注意事項、安全対策、課題等)が具体的に盛り込まれているか。 	20点
活動遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 活動実施可能な体制及び人員を備えているか。 実現可能なスケジュールが示されているか。 本事業と類似した過去の業務の実績があるか。 	15点
価格点	価格点の算定式 $\text{満点(10点)} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を事務局ホームページ (<https://www.dan-dan.com/news/240729/>) 等において公表します。
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ② 全提案者の名称 * 申込順
 - ③ 全提案者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
 - ④ 最優秀提案者の選定理由 * 講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他(最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 団体選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と運営事務局との間で契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式11)を提出いただきます。
誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

9 再委託

再委託は原則禁止です。ただし、専門性等から本活動の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施いただくことができます。再委託により実施する場合は、下表に基づき、運営事務局に承認を得ていただきます。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとします。

- ア 活動の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、活動の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしてください。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、運営事務局に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとします。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、運営事務局の求めに応じて提出してください。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託事業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、運営事務局の求めに応じて、管理・監督の状況を報告してください。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託事業の主旨及び運営事務局の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、運営事務局からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾を得てください。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはいけません。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定(一般の競争等)してください。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を運営事務局に提出し協議してください。
- (6) 受注者は、委任した事務、活動が終了したかどうかを完了報告書により確認してください。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印してください。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実(支払の相手方、支払日、支払額等)を明確にしてください。

10 その他

- (1)応募提案にあたっては、本公募要領を熟読して行ってください。また、活動の実施に際しては、大阪府及び運営事務局と十分に協議・調整を行ってください。
- (2)本活動の実施主体である大阪府及び運営事務局から受注者に対し、必要に応じて、活動内容等について随時報告を求められることがあるので、ご対応ください。
- (3)運営事務局が実施するヒアリングにご協力ください。
- (4)受注者は、会計に関する諸記録を整備し、活動年度終了後5年間保存してください。
- (5)企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとしてください。

【参考】ノウハウ集の構成案

項目		概要	
大阪湾の特徴・めざすべき将来像		・大阪湾の特徴やめざすべき将来像について、府の施策(『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン)等を踏まえて記載する。	
環境保全・再生・創出活動について		・生物多様性の概要や、世界・国の動向について、生物多様性条約、生物多様性基本法等 ・藻場・干潟等のブルーカーボン生態系、里海づくりについて	
活動候補場所・自然環境の状況		・活動場所の候補や生息する生き物、実施可能な活動内容、受入れ可能な人数、活用可能なコンテンツ等について、リストとして整理して記載する。 ・活動候補場所が抱える課題について記載する。	
藻場再生体験	活動事例	・府内の既存の活動団体やその活動内容について、リストとして整理して記載する。 ・大阪湾での活動に参考となるような、府外の活動団体、活動内容事例を紹介する。	
	プログラムの実施	事前準備	・必要な事前準備について、マニュアルとなるように、藻場再生体験及び事例収集の調査結果を踏まえて、以下の項目をとりまとめて記載する。 ・ターゲット、活動場所、活動時期の設定方法 ・各主体との連携、助言可能な専門機関の紹介 ・必要な事前調整や許可等が必要となる事項、調整先のリスト、事前調整スケジュール ・行政や民間の補助金等の情報 ・広報手段、広報先 など
		当日	・当日の実施内容について、マニュアルとなるように、藻場再生体験及び事例収集の調査結果を踏まえて、写真等を用いて以下の項目をとりまとめて記載する。 *活動内容、当日のスケジュール例 *人員配置、水難事故防止のための安全管理体制 *活用可能なコンテンツ など
		効果測定	・活動の効果測定を行うためのアンケートのひな型を作成する。